

戦後補償訴訟の新展開

安全配慮義務及び時効・除斥期間問題を中心に

松 本 克 美

- 一 はじめに
- 二 近時の戦後補償訴訟判決の特徴
- 三 強制連行・強制労働と安全配慮義務
- 四 戦後補償と除斥期間・消滅時効
- 五 おわりに

一 はじめに

1990年代になって第二次大戦前後の日本及び企業による戦争被害に対して、外国人を原告として民事上の損害賠償（民法上の不法行為，安全配慮義務違反の債務不履行，国家賠償）や未払賃金等を求める訴訟が数多く提訴されるようになった。その数は既に50件近くに及んでいる¹⁾。このうち、昨年の上半までに25事件に関して上級審も含めて35件の判決が下されたが²⁾，一件の例外（関釜訴訟山口地裁下関支部判決）を除き，全て原告の請求は棄却されてきた。棄却の理由は国家責任については，戦前の国家無答責や，消滅時効・除斥期間などであり，これらの論点をクリアして原告の請求が認容されるのは一般に極めて困難と考えられてきた。ところが昨年夏から今年の春にかけて，後述のように国の責任を認める判決が二件，企業の責任を認める判決が一件と次々と認容判決が出されるに至った。

本稿はこれら最近の極めて画期的とも言える責任認容判決を中心に，とりわけ注目される強制連行・強制労働と安全配慮義務の問題，損害賠償請求権の消滅時効・除斥期間の問題に検討を加え，その妥当性を検証するとともに，残された課題を析出するものである³⁾。

まずはじめに、検討課題を具体化するために、近時の戦後補償訴訟の特徴を概観しておこう。

二 近時の戦後補償訴訟判決の特徴⁴⁾

ここでは、特に注目される近時の次の四判決をとりあげる。簡単に事案と判旨を紹介し、特徴を指摘しておこう。

1 劉連仁訴訟東京地裁判決（東京地判2001・7・12判タ1067・119）（以下「劉連仁判決」と略す）

(1) 事案

原告のA（劉連仁氏・中国・山東省出身・農夫・当時31歳）は、1944年9月28日頃の朝に自宅を出たところで、日本軍の支配下にあった中国軍の兵士から銃剣をつきつけられ、理由を告げることなく同行を求められ、日本軍の管理する牢獄に収用された後、汽車、船で輸送され、北海道の炭鉱（明治鉱業株式会社昭和鉱業所）で、劣悪な労働条件のもとで強制労働をさせられた。その後日本の敗戦間際の1945年7月30日頃、Aは耐えがたい労働条件と日本人の監督に反抗したことに対するその後の処罰を恐れて、他の中国人労働者4人とともに山中に逃亡し、以後約13年間にわたり、北海道の山中で逃亡生活を続けたのち、1958年2月9日に山中で数人の警察官らに保護された。同年4月10日に中国へ渡航するまでの間、Aは日本政府及び明治鉱業株式会社に対する補償要求等を内容とする抗議声明を発表し、Aを支援する団体等が日本政府等に対し、Aへの補償を行なうよう交渉を行なったが実現せず、また渡航日前日の国会衆議院外務委員会で、中国人労働者の強制連行の事実の有無について質問を受けた当時の岸首相は、「政府として当時の事情を明らかにするような資料がなく、強制連行の事実を確かめる方法がない」などと答弁し、結局、補償要求が実現しないままAは帰国した。その後1991年に至って日本のテレビ局の招待で来日した

Aは、日本政府に対して改めて謝罪と補償等を行なうよう要求したが、日本政府からは何の対応もなく、その後1994年にいって日本の弁護士と初めて会って、日本政府に対する提訴が可能であるとの示唆を受け、1996年3月25日に、国に対して2000万円の損害賠償請求を行う本件提訴を行なうに至った。

訴訟では、主としてAによる国に対する損害賠償請求権の法的根拠が争われるとともに、仮に損害賠償請求権が成立した場合の民法724条後段の期間の経過による権利の消滅が争われた。なお、Aは判決が出る前年の2000年9月に死亡し、Aの妻、子3人が損害賠償請求権を相続による承継取得したとして訴訟を継承した。

(2) 判旨 請求認容

戦時中にAが被った被害に対する損害賠償請求権は、国際法や国際慣習法にもとづくものであれ、安全配慮義務違反に基づくものであれ、不法行為に基づくものであれ、ことごとく否定したが、戦後Aが山中を13年も逃亡していたことに対して、国が救済義務を尽さなかった点で違法な公権力行使（不作為）があったとして、国賠法上の損害賠償責任を認めた。また、除斥期間の適用については、本件において「国家制度としての除斥期間の制度を適用して、その責任を免れさせることはAの被った被害の重大さを考慮すると、正義公平の理念に著しく反していると言わざるを得ないし、また、このような重大な被害を被ったAに対し、国家として損害の賠償に応ずることは、条理にもかなうというべきである。よって、本件損害賠償請求権の行使に対する民法七二四条後段の適用はこれを制限するのが相当である。」と判示した。

2 浮島丸事件京都地裁判決（京都地判2001・8・24判時1772・121）（以下「浮島丸判決」と略す）

(1) 事案 本件は、強制連行・強制労働の被害者を母国に日本政府が安全に送り届ける義務があること、及びその義務違反による損害賠償責任

が認められた初めての判決である。

原告Xら80名は、敗戦直後の1945年の8月22日に青森県で強制労働に従事していた原告ら朝鮮人徴用工等を乗船させて釜山まで運行する「浮島丸」の乗船者ないしその遺族である。浮島丸は出航2日後の8月24日に舞鶴湾内を航行中に、突然生じた船底附近の爆発により沈没し、乗客約4000人のうち、朝鮮人524人と乗組員25人が死亡した。Xらは、日本国憲法上の道義的国家たるべき義務に基づく損害賠償責任、明治憲法27条ないし日本国憲法29条に基づく損失補償責任、立法不作為の国家賠償責任ないし国のXら乗船員に対する安全配慮義務違反に基づく債務不履行責任などに基づく一人あたり5000万円の慰謝料請求と国の謝罪、遺骨の引渡などを請求した。

(2) 判 旨 一部認容。国の安全運送義務違反に基づく債務不履行責任として、浮島丸に乗船した生存原告15人に各自300万円の慰謝料を認容し、その他の請求は棄却した。

国と被告との間には、「私法上の旅客運送契約に類似した法律関係（以下『本件法律関係』という）が成立した」とし、「被告は、本件法律関係に基づき、浮島丸に乗船した上記原告らに対し、釜山港又はその近辺の朝鮮の港まで安全に運送する義務、朝鮮の港まで安全に運送する義務、朝鮮の港まで到達することが不可能な場合には、安全に最寄りの港まで運送し、又は出発港に還送すべき義務を負った」のに、この義務に違反したと判示した。なお、本件では国側は消滅時効の援用をしておらず、控訴審に至って戦後補償訴訟で初めて時効を援用している。

3 三井鉱山・強制連行・強制労働訴訟福岡地裁判決（福岡地判 2002・4・26判タ1098・267）（以下「福岡判決」と略す）

(1) 事 案

強制連行・強制労働に関する企業の不法行為責任を初めて認めた判決である。

原告ら15名は被告国の政策に従い、第2次大戦末期に中国から欺罔ないし強迫により日本に強制連行され、被告企業（三井鉱山株式会社）が経営する九州の炭鉱で強制労働させられた者であり、国と被告企業を相手取って、不法行為ないし保護義務違反に基づく損害賠償責任などを求めて提訴した。

(2) 判 旨

被告企業、国の保護義務違反による債務不履行責任は否定したが、被告企業の不法行為責任について認めた上で、724条前段の消滅時効の援用、及び後段の除斥期間の適用については、被告の「責任を免れさせることは、正義、衡平の理念に著しく反する」としてこれを制限し、一人あたり1000万円の慰謝料と100万円の弁護士費用の請求を認めた。国については、国家無答責を理由に責任を否定した。

4 西松建設強制連行・強制労働訴訟判決（広島地判2002・7・9）（以下「西松判決」と略す）

(1) 事 案

原告らは、第2次大戦中の1944年7月から日本の敗戦まで、中国から強制連行され、広島県の安野水力発電所建設工事現場において強制労働させられた者3名と苛酷な労働のため死亡した者の遺族2名である。原告らは被告西松建設を相手取り、不法行為責任ないし安全配慮義務違反の債務不履行責任を追及して各自500万円の慰謝料と50万円の弁護士費用の支払を求めて提訴した。

(2) 判 旨 請求棄却

被告企業の不法行為責任及び安全配慮義務違反を理由とする債務不履行責任の双方の成立を認めつつ、前者については民法724条後段の除斥期間を適用し、また後者については、被告企業の消滅時効の援用により損害賠償請求権は消滅したとした。

5 4 判決の特徴と検討課題

上記で概観した4判決のうち、最初の3判決は、国ないし企業の責任を認めた。本稿では、次の点に着目したい。

第一に、戦時中の被害に対する責任と戦後責任との関連にかかわる問題である。国の責任を認めた劉連仁判決、浮島丸判決は、いずれも、戦時中の強制連行・強制労働自体に対する国の責任を直接に認めたのではなく、戦後になっての公権力の不行使（劉連仁判決）、安全運送義務違反（浮島丸判決）を認めたものである。このことは一方で、これまでの戦後補償訴訟において、国の戦前の責任については、いわゆる国家無答責の法理が国側から主張され、各訴訟における判決も、戦前の強制連行・強制労働に国の不法行為責任を認めても、国家無答責の法理により損害賠償責任は追及できないとしてきたことの反映でもある⁵⁾。すなわち、戦前の強制連行・強制労働についての国の責任が直接に肯定されるならば、戦後における公権力の不行使や安全運送義務違反を問うまでもなく、国の責任は肯定されるからである。

しかし、この二つの事案が有する、他の強制連行・強制労働訴訟とは異なる事案的特徴は、強制連行・強制労働を法的に正当化する根拠が消滅した戦後において、強制労働者を安全に母国に送り返す義務があるのにそれを怠った事案であるという点にある。戦後補償訴訟で国の戦後における公権力の不行使責任を認めたものに関釜訴訟一審判決（山口地裁下関支判4・27判時1642・24）があるが、それは、従軍慰安婦被害についての補償責任の履行を戦後になっても長年にわたり放置してきた国会の立法不作為が問われたものであった⁶⁾。本稿ではこうした戦後責任の類型の異同にも注目して検討してみたい。

第二に、安全配慮義務の問題である。戦後補償訴訟における安全配慮義務構成の法技術的メリットは法的構成のレベルでは次の二点にある。

ひとつは、国家無答責の法理との関係である。強制連行・強制労働に関する国の不法行為責任が国家無答責の法理により成立しないとした場合、

不法行為責任とは別に国の安全配慮義務違反による債務不履行責任が成立するならば、国家無答責の法理の問題を回避できるというメリットがある。浮島丸事件での原告側の安全配慮義務違反の主張は、こうした点を一つの目標としていたと思われる。当該事件が起こったのは、戦後のことではあるとはいえ、前述のように敗戦直後の1945年8月24日の事件であり、国家賠償法の施行(1947年10月27日)以前の事案なので、国賠法は適用されず、国賠法附則6項「この法律施行前の行為に基づく損害については、なお従前の例による。」を根拠に、戦前の国家無答責の法理が適用されるとして国側が争う可能性がある⁷⁾。

なお浮島丸事件では強制連行・強制労働に関する国の安全配慮義務は、国の安全運送義務という形で認められたが、この両者の関係や、劉連仁訴訟において問題となった国の救済義務と浮島丸事件における安全運送義務との法的性質の異同も検討課題である。また、劉連仁訴訟や福岡訴訟でも否定されている強制連行・強制労働に関する国の安全配慮義務違反による債務不履行責任の成立という点も再度検討してみたい。

安全配慮義務構成のもう一つのメリットは、不法行為責任を追及した場合に問題となる民法724条後段の除斥期間の適用の回避という点にある。このことは、とりわけ、最高裁1989年判決(最判1989(平成元年)・12・21民集43・12・2209)が民法724条後段の「不法行為ノ時ヨリ二年」という期間の性質を除斥期間と明言しつつ、除斥期間は当事者の主張を要しないので、被告の除斥期間の主張が信義則違反ないし権利の濫用にあたるという主張自体が失当であるとしたことにかかわっている⁸⁾。戦後補償訴訟では724条後段の起算点である不法行為の時を、強制連行・強制労働が終了した時点、或いは安全に母国に送り届けた時点と解した場合、それから20年以上を経て提訴されているので、仮に国ないし企業に不法行為責任が成立するとしても、除斥期間が経過したとして、その責任が認められず、また、除斥期間の主張が信義則違反や権利濫用にあたる原告側が主張しても、先の最高裁判決に従い、その主張自体が失当であると斥けられてし

まう可能性がある。これに対して、安全配慮義務違反の債務不履行責任に基づく損害賠償請求であれば、民法724条は適用されず、166条1項、167条1項により「権利ヲ行使スルコトヲ得ル時」から10年間の消滅時効の援用の問題となり、権利行使可能時はいつであったかという起算点論で、「不法行為ノ時」が起算点となる724条より柔軟な解釈の余地がでてくるとともに、仮に時効が完成したとしてもその時効の援用が信義則違反ないし権利濫用にあたるとして排斥される余地も出てくる。

したがって、この点での安全配慮義務構成のメリットについては、二つの点が問題となる。不法行為構成であっても除斥期間の適用が制限されるならば、安全配慮義務構成を用いずとも同じ結果が得られるという点である。このことは、最高裁が1998年にいって東京予防接種禍訴訟において、除斥期間も一定の場合に適用が制限され得ることを認めてから現実味を帯びてきた（最判1998（平成10）・6・12民集52・4・1087⁹⁾）。そして、現に、劉連仁判決や福岡判決では、前者においては、国の戦後の救済義務違反の国賠責任について、后者では、戦前の企業の不法行為責任について除斥期間の適用が正義に反するとして制限された。

他方で、逆に、安全配慮義務構成を用いても、消滅時効の援用が信義則違反・権利濫用とはいえないとされる場合には、不法行為責任が除斥期間で排斥されるのと同じ結果に終わってしまい、結果的に安全配慮義務構成のメリットはないことになるという点である。このことを示しているのが、西松判決である。この判決は、強制連行・強制労働に関する企業の安全配慮義務違反の責任を初めて認めた画期的判断をしながらも¹⁰⁾、被告側の消滅時効の援用は信義則違反ないし権利濫用にあたらぬとして結果的に責任を否定している。このような安全配慮義務構成の除斥期間適用回避メリットの根本は、この種の戦後補償訴訟における除斥期間・時効の適用・援用制限の問題に帰着するので、本稿ではこの点についても検討を試みる。

以下、まず安全配慮義務の問題、次に時効・除斥期間の問題を検討したうえで、検討課題の第一に指摘した戦後責任と戦争責任の問題についてま

とめてみたい。

三 強制連行・強制労働と安全配慮義務

1 強制連行・強制労働後の国の安全運送義務

(1) 浮島丸判決の論理

前述のように、浮島丸判決は、被告国と原告らとの間には「昭和二年八月二日の出航までの間に、私法上の旅客運送契約に類似した法律関係（以下『本件法律関係』という）が成立したと解するのが相当である」とした。そして、この法律関係に基づいて、被告は原告らに次のような安全運送義務を負ったとする。

「被告は、本件法律関係に基づき、浮島丸に乗船した上記原告らに対し、釜山港又はその近辺の朝鮮の港まで安全に運送する義務、朝鮮の港まで到達することが不可能な場合には、安全に最寄りの港まで運送し、又は出発港に還送すべき義務を負ったというべきである。」

この義務違反の主張・立証責任については次のように述べる。「この上記原告らを安全に運送する義務は、本件法律関係に基づく本来の義務であって、付随的なものではないから、係る義務の違反を理由とする損害賠償を請求する者は、それ以上に具体的な義務の内容を主張立証する必要はなく、被告において義務を履行し得なかったこと（本件爆沈）が不可抗力によるものであることを主張立証しなければ損害賠償責任を免れることはできない。原告らが本訴において主張する運送契約類似の法律関係に基づく、浮島丸の運航に伴う『安全配慮義務』も、結局は、本件法律関係に基づく本来の義務である前記義務を主張するものと解される。」

そして、運送の対価がないことについては、この安全運送義務の内容・程度を軽減するものではないとして、次のように判示する。「なお、乗船朝鮮人らは、被告に対し、運送に対する対価を支払っていないが、上記原告らは、被告がいわば強制的に大湊周辺において就労させていたのである

から、上記原告らを安全に朝鮮まで送り届けるべきことは条理上当然の要請であること、また、前記のとおり、大湊警護府が朝鮮人の暴動等を恐れたことから、浮島丸を用いて上記原告ら朝鮮人を送還しようとしたこと、上記原告ら軍属としては、事実上浮島丸に乗船を拒むことは事実上困難であったと推認することができること等の事情を考慮すると、無償であることを理由として、運送に伴う被告の義務の内容、程度が軽減されると解することはできない。」

(2) 私法上の旅客運送契約上の安全配慮義務

周知のように、最高裁として安全配慮義務を初めて認めた1975年判決（最判1975（昭和50）・2・25民集29・2・143）は、安全配慮義務について次のように判示した。「国は、公務員に対し、国が公務遂行のために設置すべき場所、施設もしくは器具等の設置管理又は公務員が国もしくは上司の指示のもとに遂行する公務の管理にあたって、公務員の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務（以下『安全配慮義務』という）を負っているものと解すべきである。」「右のような安全配慮義務は、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般的に認められるべきものであって、国と公務員との間においても別異に解すべき論拠はなく、公務員が前記の義務を安んじて誠実に履行するためには、国が、公務員に対し安全配慮義務を負い、これを尽くすことが必要不可欠」である。

そもそも安全配慮義務は、労働災害・職業病の領域で、使用者の債務不履行責任を追求するための前提として本来の債務に付随する（或いはそれ自体本質的な）義務概念として構成され、判例上定着してきた概念であり¹¹⁾、上記75年判決も自衛隊内の公務災害事故であった。しかし、最高裁が「右のような安全配慮義務は、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般的に認め

られるべきもの」(傍点筆者)と判示したこともあって、この義務の適用範囲は雇用契約上の安全配慮義務違反が問題となる労災・職業病事故だけでなく、それ以外の契約、事故領域においても妥当し得ることが争われ、実際にも、在学契約 学校事故、売買契約 欠陥商品事故などの他¹²⁾、本件浮島丸事件にも関連する旅客運送契約上の安全配慮義務を認める下級審判決も出されている。

船舶における旅客運送契約上の安全配慮義務違反が問題となったものに次の事例がある。事案は、大分県別府港から大阪港に出発したフェリー船の乗客Aが、乗船中に気管支喘息の発作により死亡したのに対して、遺族が旅客運送業者の安全配慮義務違反の債務不履行責任を追及した事例である。これに対して大阪地裁判決(大阪地判1993(平成5)・3・24判時1477・81)は次のように判示して、旅客運送契約に付随する安全配慮義務を肯定している。

「人の身体について時間的・場所的支配を伴う旅客運送契約にあつては、旅客運送人には、乗客の生命・身体の安全を配慮するために人的・物的施設を備えるべき義務があると解されるところ、殊に、船舶は、長時間にわたり海上を航行することから、運航に当たり、あらゆる交通機関の中で風雨・濃霧・潮流等の自然現象の影響を最も密接に受けるといふ海上特有の性質があり、また、いったん船内で緊急事態が発生した場合、陸上を走行する交通機関と比較して、外部との接触を取るのに時間がかかるため、旅客の身体について、他の陸上交通機関と比較しても強い時間的・場所的支配を伴う。」本件においても「本件フェリーの乗客は、一旦乗船した以上、被告との間の旅客運送契約に基づき、いわば一時間三分にわたり被告の管理支配下に置かれることになるから、被告は、運送契約の付随義務たる安全配慮義務として、乗客の生命・健康に危険が及ばないように配慮し、万一、船内で事故が発生した場合には、乗客の安全を確保すべき義務を負うことができる。」

その上で本件では本件運送旅客契約上の安全配慮義務の履行補助者である船長が、Aの危篤状態を確認してから海上保安部に巡視艇の出動要請をするまで約35分が経過していることについて合理的な理由がないとして、この点で、「本件フェリー船長として、被告が乗客に対して負う運送義務に違反する行為があった」として安全配慮義務違反の債務不履行責任を認めている（なお「本件事故の主要な原因は、Aが当時の体調に留意せず、また、途中で喘息発作を起こす可能性を考慮しないで、帰路としてフェリーを選択するという、無謀ともいえる行動を取ったことにあった」として過失相殺を8割とした）。

本件フェリー事件では、船舶航行中の喘息発作に対して船長が適切な措置を講じなかったことが安全配慮義務違反の内容とされている。したがって、運航そのものの安全性が問題となったわけではなく、本判決が判示しているように「乗客の生命・身体の安全を配慮するために人的・物的施設を備えるべき義務」「万一、船内で事故が発生した場合には、乗客の安全を確保するべき義務」が問題となっている。しかし、旅客運送契約においては、契約当事者の通常の意味として、運送人が旅客を安全に目的地まで運送する義務が本来的に契約に含まれていると解することができよう。そもそも船舶が途中で沈没したり、航空機が墜落してしまったならば、目的地までの運航自体が実現していないので、履行不能であるし、また、目的地まで到達してもその過程で負傷したりした場合には不完全履行ということになる¹³⁾。

(3) 浮島丸事件における国の安全運送義務と私法上の旅客運送上の安全運送義務との異同

以上の点から、浮島丸事件においても、原告らが被告と通常の旅客運送契約を締結していた場合には、被告は上記のような旅客運送契約上の安全配慮義務を負うことは当然といえる。問題は、浮島丸事件においては、私法上の旅客運送契約があったわけではない点にある。すなわち、裁判所の認定した事実によれば、ポツダム宣言受託後の混乱の中で、朝鮮人の暴動

等を恐れた大湊警備府が計画し、浮島丸を用いて原告ら朝鮮人を送還しようとしたものであって、「上記原告ら軍属としては、事実上浮島丸に乗船を拒むことは事実上困難であったと推認することができる」状況があったことである。したがって、通常の私法上の旅客運送契約とは異なり、旅客運送契約を締結する法的な意味での合意が成立していたわけではないこと、従って、対価もなかったことが特徴としてあげられる。

しかし重要なのは、浮島丸判決が、この二点、すなわち旅客運送契約成立の合意がないこと及び対価の支払がないことをもって、安全配慮義務成立を否定もしなければ、義務内容や程度の軽減も認めず、かえて前述のように「本件法律関係に基づく本来的な義務」としての安全運送義務を認めた点である。すなわち、対価の支払のない点については、「上記原告らは、被告がいわば強制的に大湊周辺において就労させていたのであるから、上記原告らを安全に朝鮮まで送り届けるべきことは条理上当然の要請である」としている。また原告らが「浮島丸に乗船を拒むことは事実上困難であった」という事情は、「無償であることを理由として、運送に伴う被告の義務の内容、程度が軽減されると解することはできない」という理由に挙げられている。

(4) 私 見

浮島丸事件では、判決は原告らと被告との間に「私法上の旅客運送契約に類似した法律関係」が成立したとしているが、以上のように、本件法律関係には通常の私法上の旅客運送契約のように契約締結への合意に基づき対価を支払って運送契約が成立しているわけではない。にもかかわらず、被告に安全運送義務が生ずるのは、本判決によれば「上記原告らは、被告がいわば強制的に大湊周辺において就労させていたのであるから、上記原告らを安全に朝鮮まで送り届けるべきことは条理上当然の要請である」からである。しかし、合意によって旅客運送契約が成立したわけでもなく、「条理上当然の要請」として生ずる安全運送義務の違反が、何故に不法行為責任ではなくして、本判決のいうような「本件法律関係に基づく義務の

不履行（債務不履行）」となるのか、その法的根拠は今ひとつ明確でない。

私見は被告に安全運送義務が生じ、その義務違反により債務不履行責任を負うという本判決の結論には賛成するが、この義務違反がなぜ債務不履行責任をもたらすのかという点については、更に、補足的な説明を要すると考える。私見によれば、その説明の鍵は、既に本判決文にも示唆されている「上記原告らは、被告がいわば強制的に大湊周辺において就労させていた」という点、つまりそもそも問題の発端である強制連行・強制労働という法律関係にこそある。すなわち、他人の意に反して強制連行・強制労働をさせる法律関係を自らの意思で作りに出したもの、国は、労働過程で強制労働者の安全に配慮する債務を負うことは、もちろん、強制労働をさせる法律関係の終了後は、安全に送還する債務を負い、他方で強制労働者は労働過程において国が安全を配慮すべきこと、また、強制労働終了は母国まで自らを安全に送還するよう請求する権利、債権を有すると解すべきである。

そもそも他人をして労務を提供してもらうためには、双方の合意に基づく雇用契約が締結されることが必要である。雇用契約が成立すれば、雇用契約上の信義則に基づき、使用者は被用者に対してその安全を配慮する義務、すなわち債務としての安全配慮義務を負う。

また労働現場が労働者の生活領域から離れたところである場合には、その労働現場まで労働者を安全に運送し、また、労働終了後労働者を一定の地点に安全に送り届ける義務が生じ得ると考えられる。例えば、山中でのダム建設や道路工事のために、山のふもとでの労働者の滞り場所から、労働現場まで送り、また連れて帰ってくる場合などである。労働現場と滞り場所間の送迎は、これは運送という点からみれば、安全運送義務ともいえる。しかし、この安全運送義務はそもそも他人をして労務を提供させるという法律関係から発生する義務であって、通常の旅客運送契約上の安全運送義務とは異なり、労働過程における安全配慮義務が、労働過程の前後に時間的に拡張された、その一内容と位置付けることができるのではないか。

そして注意を要するのは、このような安全配慮義務は、雇用契約が合意によって成立したということによって根拠づけられるのではないということである。まさに75年最高裁判決がいうように、被用者が労務の提供という「義務を安んじて誠実に履行するためには……(使用者である)国が、公務員に対し安全配慮義務を負い、これを尽くすことが必要不可欠」だからという信義則上の要請に由来するものである。すなわち、他人をして労務を提供させる関係を作り出したものは信義則上このような安全配慮義務=債務を負うと解すべきなのである。合意がない強制労働関係においても、同様に使用者たる国はこのような債務としての安全配慮義務を負うと解すべきである。強制労働関係においては、確かに通常の雇用契約のような合意による労働関係は欠けている。しかしだからといって使用者に安全配慮義務はないとするのは、余りに他人を強制労働させる使用者にだけ都合の良い論理である。自らの意に反して労務を提供しろと要求される者(強制労働者)には、労務を提供しろというからには安全を配慮しろと請求する権利はないのであろうか。むしろ、重要なことは、強制労働関係において労務の提供に関する合意がない理由は使用者にあること(他人をして労務を提供してもらうのに必要な契約成立のための合意の必要性を無視している)、他方で使用者には通常の雇用契約関係が成立している場合と同じく、自らの意思によって他人をして労務を提供させるという労働関係を作り上げているという点である。以上のことから強制労働関係における安全配慮義務の成否は次のように考えるべきである。他人をして労務を提供させる意思をもって強制労働関係を作り出したものは、そのことに伴う自己責任として信義則上、債務としての安全配慮義務を負うべきである(労働関係設定意思説)¹⁴⁾。私見は、浮島丸判決がいう安全運送義務もこのように国が強制労働関係を作り出したものとして信義則上負うべき債務としての安全配慮義務の一内容と考える。

2 劉連仁判決における救済義務

劉連仁判決では、前述のように国の救済義務違反をもって国賠責任の成立を認めた。

この場合の救済義務の根拠は、判決によれば、「被告が自ら国策として行なった強制連行、強制労働に由来し、その原状回復義務ともいうべき性格を有する本件救済義務」とされている。私見もこのような救済義務違反の国賠責任を認めた本判決の結論は支持するが、他方で、上記の強制連行・強制労働における安全配慮義務論の観点からすれば、このような救済義務を強制連行・強制労働関係を作り出した国が負うべき信義則上の安全配慮義務の一内容として捉えることも可能であると考ええる。すなわち、国は強制連行・強制労働関係を作り出した主体として劉連仁氏に対して戦時中も安全配慮義務を負っていたのであり、この安全配慮義務の内容には強制労働関係継続中にその安全を配慮するのみならず、強制労働関係終了後は、強制労働者をして安全に母国に送還する義務をも含むものであったと言える。従って、その意味で戦後の国の救助義務違反は他方で国の安全配慮義務違反の債務不履行責任をも成立させていると考えられる。

3 強制連行・強制労働における企業の安全配慮義務と国の安全配慮義務

(1) 企業の安全配慮義務

西松判決

前述のように西松判決は、強制連行・強制労働における直接の使用者たる企業の安全配慮義務をはじめ正面から認めた。従来企業側からは、強制労働は合意がない労働関係であるから、合意に基づく雇用契約関係が成立した場合に認められる安全配慮義務は成立しないとか、国家総動員法体制のもとで、企業は国策としての強制労働政策に従ったままでの、責任はないなどの主張が繰り返し出されていた。まず西松建設判決はこれらの点についてどのように判示したのかを確認しておこう。

安全配慮義務が成立する根拠については、本判決は、強制労働に従事し

た原告らと被告との間には、華北勞工「協会を介在させた特殊な雇用契約類似の法律関係」が成立したとする。すなわち、「被告は、安野事業場に移入された中国人労働者との間に、直接の契約関係にはないが、被告と華北勞工協会との間の上記契約によって被告の設定した労働現場において、被告の設置管理に係る設備機器等を提供し、他の雇用関係のある日本人一般労働者と役割分担の上、中国人労働者を指揮監督し使役するとともにその生活全般等をも監視し、管理掌握する関係にあったことが明らかであるから、被告と中国人労働者の関係は、同協会を介在させた特殊な雇用契約類似の法律関係というべきものである。」そして、「ある法律関係に基づいて特別な社会的接触関係に入った当事者は、相手方に対し、当該法律関係の付随的義務として、信義則上、安全配慮義務を負うものと解される（最高裁判所昭和50年2月25日判決・民集29巻2号143頁）から、被告は、中国人労働者に対し、華北勞工協会を介在させた特殊な雇用契約類似の法律関係に基づき、その付随的義務として、安全配慮義務を負うものというべき」であるとした。

つまり、被告企業と強制労働者の間には直接の雇用契約関係はないが、華北勞工協会と被告企業の間には、同協会が供出する中国人労働者を被告が使用すること、その処遇についての契約が成立しているということ、こうした華北勞工協会との契約関係の成立に基づいて、被告企業は強制労働者を、「被告の設定した労働現場において、被告の設置管理に係る設備機器等を提供し、他の雇用関係のある日本人一般労働者と役割分担の上、中国人労働者を指揮監督し使役するとともにその生活全般等をも監視し、管理掌握する関係」をもったことを認定している。

福岡判決

他方で、被告企業の不法行為責任は認めたが、強制労働に関する安全配慮義務の成立を否定した福岡判決は、その理由を次のように述べている。「被告会社と原告らとの関係は、原告らの意思にかかわらず、被告会社が、一方的に生じさせた労使関係であり、事実上の支配ないし管理関係にすぎ

ないことは、前記のとおりである。

したがって、被告らと原告らとの間に、雇用契約等の契約関係、あるいはこれに準ずる関係が生じていたと認定することはできない。」

「ところで、原告らは、被告会社と原告らとの間に、本件強制労働による使用従属関係に基づく事実上の雇用契約関係があり、これに基づいて被告会社が契約責任としての保護義務を負う旨主張するが、このような事実上の関係に基づき特定人を保護する一般的義務が課せられる場合があるとしても、かかる法律関係は、不法行為規範により規律されるべきものであるから、原告らの主張は採用できない。」

私 見

以上のように、西松判決は、強制連行の企業と強制労働者との間に、「華北勞工協会を介在させた特殊な雇用契約類似の法律関係」を認め、これに基づく安全配慮義務違反の債務不履行責任を認めたのに対して、福岡判決は両者の間には、「雇用契約等の契約関係、あるいはこれに準ずる関係」は成立していないとし、また、「事実上の雇用契約関係」は、「不法行為規範により規律されるべき」であるとして、安全配慮義務の成立を否定した。

西松判決は、元請も一定の場合には、下請の労働者に対して安全配慮義務違反の債務不履行責任を負うとする判例・学説との対比で興味深い判示である。この場合、元請と下請労働者との間には直接の雇用契約関係はない。にもかかわらずなぜ元請は下請労働者に対して債務としての安全配慮義務を負うのか。この点について学説は次のように種々に別れている¹⁵⁾。

ア 重疊的債務引受説 元請は下請等の労働者に対し、元請と下請の請負契約において下請がその労働者に対して負う安全保護義務を下請とともに引き受けたとする説。

イ 第三者の保護効を伴う契約説 元請は下請との請負契約において、同契約上の信義則にもとづき下請等の労働者に対し直接安全保護義務を負うとする説。

ウ 労働契約説 元請と下請等の労働者間に労働関係がある場合、労働契約は成立し、元請は下請の労働者に対し労働契約上の信義則にもとづき安全保護義務を負うとする説。

エ 労働関係説 元請と下請等の労働者間に使用従属関係（労働関係）がある場合、労働関係上の信義則にもとづき、元請は下請等の労働者に対し安全保護義務を負うとする説。

判例に目を転じると、1990年最高裁判決（最判1990（平成2）・11・8判時1370・52）は、船長が雇用された船舶の海運会社への一体的従属性と海運会社の船長への指揮監督権限、及び海運会社が船長から実質的に労務の提供を受けていたことをメルクマールとして信義則上の安全配慮義務の成立を肯定しており、その法的構成の実質は労働関係説といえる。また、最高裁1991年判決（最判1991（平成3）・4・11判時1391・3）も、下請労働者が元請労働者の提供する施設・器具を利用して、元請の指揮監督のもとに労務を提供している点をもって元請が負う信義則上の安全配慮義務の成立根拠としているので、その法的構成の実質は労働関係説であると言える。

しかし、労働関係説では、そこからなぜ債務としての安全配慮義務が成立するのかが明確でない。近時、学説の中には、元請人が下請労働者に対して安全配慮義務を負う根拠をあくまで契約関係に探求し、その法的根拠を元請人の下請労働者からの労務受領権限に求める見解が存する。すなわち高橋眞は、次のように言う。「……安全配慮義務は、労務の受領という権利行使に伴って課せられる義務であると考えられる。下請人の被用者が元請人のもとで、その指揮・監督のもとに労務に従事することは、被用者と下請人との雇用契約並びに下請人と元請人との請負契約に基づく関係である。そして後者の契約が、下請人（及びその被用者）が元請人の指揮・監督に服する趣旨を含むものであるときには、これに基づいて元請人は右被用者に対する労務給付請求権を取得し、それに伴って右被用者に対する労務指揮権を得、安全配慮義務を負うことになる。このようにして、元請人の右被用者に対する安全配慮義務は、右のような契約に基づく労務受領

権限に伴うものとして、同様に契約に基礎を置くものであるということが出来る。」¹⁶⁾

高橋説がいう、元請人が下請人に対して労務給付請求権を取得するが故に安全配慮義務を負うという指摘は、雇用契約関係上の信義則に基づく安全配慮義務の本質的根拠に即したものであり、的を得た妥当な見解である。しかし上述した判例上の雇用契約上の安全配慮義務の法的根拠の中核的な要素として析出したところは、いやしくも人に労務の提供を請求するからには、その安全が配慮されていなければならないということではないか。別の言葉でいえば、被用者が労務の提供義務を履行するためには、その反対債務としての安全配慮義務の履行が尽くされていることが信義則にかなうということである。

このように使用者の安全配慮義務の法的根拠を「他人に労務の提供を請求するからには、その安全に配慮すべき信義則上の義務がある」と考えた場合には、高橋が強調するように、安全配慮義務は使用者における「労務の受領という権利の行使に付随する義務」であるとして、それゆえに、労務の受領についての正当な権限が必要であり、従ってその前提として契約関係が必要であると限定する必要もなくなる。すなわち、「他人に労務の提供を請求する」点に安全配慮義務の成立の本質的メルクマールがあるとすれば、労働関係における本質的、第一次的な安全配慮義務成立のメルクマールは、労働関係において使用者が被用者をして自己の指揮・監督下において、自己の提供する施設・器具等を利用して労務を提供させ、また被用者がそのような中で労務を提供せざるを得ない関係にあるという事実と（それだけでは不法行為責任規範の適用）、それに加えて、そのような他人に対する労務の提供を他ならぬ使用者が自らの意思で要求している（自己決定・自己責任！）という点（従って債務を負担しなければならない）である。従って、使用者に正当な労務請求権限があるか否かとか、労働者に法的な労務提供義務があるか否かは二次的な問題ではないだろうか（むしろ通常は何らかの契約関係があるから、このような正当な労務請求権限及

び労働者の労務提供義務を前提とすることができるというのにすぎない。)

かくして労働契約上の安全配慮義務も、煎じ詰めれば労働関係を設定する使用者の意思が信義則により合理化されたものと捉えることができる(労働関係設定意思説)。このようにして、強制連行・強制労働関係上の信義則に基づき使用者たる企業は債務としての安全配慮義務を負うことになる。他方で通常の雇用契約関係がある場合に信義則上安全配慮義務が負わされることの法的妥当性を突き詰めていくと、次の3つのメルクマールを指摘することが出来る。第一に、使用者が被用者に対して労務の提供を請求するために労働関係設定の意思を有すること、第二に労務過程での危険について使用者が管理権を有すること(危険責任的側面)、第三に他人に労務を提供してもらうことによって使用者が利益を得ていること(報償責任的側面)である。これらの債務としての安全配慮義務を使用者が負っても妥当であるという3つのメルクマールは、そのまま強制連行・強制労働関係上の使用者の安全配慮義務にも妥当することが重要である¹⁷⁾。

イ 国の安全配慮義務を否定した理由

西松建設訴訟では被告は企業のみであるが、劉連仁訴訟、福岡訴訟では国も被告とされている。後者では、強制連行・強制労働についての国の不法行為責任と同時に安全配慮義務違反の債務不履行責任も追及されたが、両者とも否定された。

安全配慮義務違反否定の理由は次の通りである。

劉連仁判決

劉連仁判決は次のようにいう。

原告は国とAとの間には、安全配慮義務が発生する特別な社会的接触関係があったとして、これに基づく安全配慮義務違反の債務不履行責任が発生すると主張したが、これについては、次のように否定した。

「……被告とAとの関係は、被告が国策により一方的に形成したものであり、被告は明治鉱業株式会社を通じて間接的にAの強制労働に関

与したものと見ざるを得ないし、被告とAの間に雇用契約等の契約関係あるいはそれに準ずる関係が生じたと認定することには無理があるというべきである。

また、Aは、昭和鉱業所において強制労働をさせられたのであるが、昭和鉱業所の施設、器具等は、明治鉱業株式会社が設置、管理していたものであり、Aの昭和鉱業所における労務を直接指揮監督し、衣食住の労働環境の整備、労働条件の設定を直接実施していたのは、明治鉱業株式会社の社員であることが認められるから、Aが強制労働をさせられた昭和鉱業所の施設、器具等の設置管理やAの労務管理を被告が行っていたと見ることに無理があるというべきである。

そうであるとすれば、Aの昭和鉱業所における強制労働については、被告とAの間に、雇用関係あるいはこれに準ずるような法律関係の存在は認められないし、被告が昭和鉱業所の施設、器具等を設置管理し、Aの行なった労務を支配管理していたものとも認められないから、結局、原告らの主張するような被告の安全配慮義務は認められないものである。」

福岡判決

また、福岡判決は次のようにいう。

「本件においては、被告国と原告らの関係は、被告国が国策により一方的に形成したものであり、これによって生じる社会的接触は、契約的接触であるということとはできず、特に、本件強制労働については、前記のとおり、三池鉱業所及び田川鉱業所の施設、器具等は、被告会社が設置管理しており、本件強制労働を直接指揮監督し、衣食住の労働環境を整備し、労働条件の設定を直接実施していたのは、被告会社であったのであるから、被告国が、直接的、具体的に、原告らの労務を支配管理していたものと認めることはできず、被告会社を通じて間接的に関与したものと見ざるを得ないのであり、被告国による就業場所の施設等の設置管理や、原告らの勤務条件等についての支配管理

があったということはできない。

また、被告会社と原告らとの関係は、原告らの意思にかかわらず、被告会社が、一方的に生じさせた労使関係であり、事実上の支配ないし管理関係にすぎないことは、前記のとおりである。

したがって、被告らと原告らとの間に、雇用契約等の契約関係、あるいはこれに準ずる関係が生じていたと認定することはできない。

以上のとおり、原告らが主張する被告の保護義務、すなわち安全配慮義務は認められないといわざるを得ない。」

私 見

これら両判決では、安全配慮義務が認められるための前提として、二つのメルクマールを設定している。

ひとつは、当事者間に「雇用契約等の契約関係ないしこれに準ずる法律関係」が存在すること。いま一つは、「使用者にあたる者が直接的、具体的に労務を支配管理していること」である。強制連行・強制労働に関する国と原告との関係は、国の政策により「一方的に形成」したものであるから、前者のメルクマールは満たさず、また、労務を直接的、具体的に支配管理していたのは、直接の使用者たる企業であって国ではないから、国には安全配慮義務は成立しないというのである。

確かに上記の二つのメルクマールが充足される場合に安全配慮義務が成立することは肯定できる。しかし、それは十分条件ではあっても必要条件ではないというのが私見である。戦時中の強制連行・強制労働は両判決も認めるように国策として行われたものである。福岡判決はこの点で「本件強制連行及び強制労働は、被告らが共同して計画しかつ実行したものであるとして、国と企業の「共同」性を強調している。また劉連仁訴訟判決でも、次のような国の「後見的、包括的」関与を肯定している。

「前記認定の事実によれば、原告らが主張するように、Aが昭和鉱業所において強制労働をさせられた際の華北勞工協会と明治鉱業株式会社との間の労務提供契約の締結、実施細目の決定には被告が関与し

ていたこと、さらには、昭和鉱業所における労務管理についても、被告が後見的、包括的に関与していたことは、事実として認められるとすべきである。」

だとすれば問題は、強制連行・強制労働関係を自ら（！）「一方的に形成」し、かつ、労務管理について直接的、具体的には関与していないにせよ、「後見的、包括的」に関与（！）した国に安全配慮義務が成立するか否かという点にある。

この点は、そもそも使用者に安全配慮義務が認められる根拠はどこにあるのかという問題に帰着する。前述した強制労働関係上の信義則による安全配慮義務は、以下の三つの要素によってその成立を規定されていた。

使用者が自らの意思で強制労働関係を創設したこと、強制労働から生ずる労働者への危険を管理する権限を有すること、強制労働によって利益を得ること。

ところで、これら三つの要素は全て強制労働における国に当てはまるものである。

(1) 強制労働関係創設に対する国の意思的関与

そもそも強制労働訴訟で問題となっている強制労働は、国家目的たる戦争の遂行のために国内の労働力不足を補う目的で、国が計画し、実行したものである。従って、強制労働関係創設に対する国の意思的関与は明白である¹⁸⁾。国がそのような安全配慮義務を免れたいのであれば、始めから強制労働関係を創設しなければよかつたのである。また国がそのような強制労働関係を創設する計画をたて実行したからこそ、原告を含む多くの者の悲惨極まりない人権侵害がひきおこされたのである。この点での国の責任は重い。

(2) 強制労働の危険への管理権限

原告が主張するように、強制労働における労働条件や衣食住に関する条件を、大枠で規定していたのは国であったとすれば、国は強制労働者の生命・身体・健康の安全を配慮するために必要な措置を直接の強制労働主体

である使用者に命ずることができる権限を有していたことになる。

(3) 強制労働による利益の取得

強制労働は前述のように、国家目的たる戦争の遂行のための国内の労働力不足を補うために計画され、実行されたのであり、国は強制労働の利益主体である。

以上のように、国が自らの意思的関与により強制労働関係を創設したことにより、国は強制労働関係上の信義則に基づき、強制労働者に対して安全配慮義務を負うに至ったとみるべきであり、このような義務を負担させても、強制労働への危険への管理権限を国が有し、また国は強制労働による利益を取得していた点からも、公平にかなうものといえる。

4 国の安全配慮義務と使用者の安全配慮義務との関連

なお、強制労働関係は、国の意思的関与だけでは成立せず、使用者たる各企業の意思的関与なしには成立しなかったものであり、また、強制労働者に対する安全配慮は、労働条件を大枠で規定する国と、労働条件を直接に支配する使用者との協働によって初めて達成されるものであり、したがって、国と使用者たる各企業は強制労働関係上の信義則に基づき、強制労働者に対して連帯して安全配慮義務を負うと解することができるし、また、そう解さなければ安全配慮の実効性がないことになる¹⁹⁾。この点で、使用者の安全配慮義務違反と国の安全配慮義務違反の責任は、不法行為における共同不法行為責任（民法719条）のように、原告との関係では全部責任を生ずる関係ということができる²⁰⁾。

四 戦後補償と除斥期間・消滅時効

1 劉連仁判決における除斥期間適用制限論

本判決は国の戦後の救助義務違反の国家賠償責任を肯定し、かつ、民法724条後段の除斥期間の適用を次の理由で否定した。

(1) 除斥期間の適用制限の一般的可能性

「除斥期間制度の趣旨を前提としてもなお、除斥期間の適用の結果が著しく正義公平の理念に反し、その適用を制限することが条理にもかなうと認められる場合には、除斥期間の適用を制限することができる」と解すべきである。」

(2) 本件における適用制限の可否

除斥期間の適用制限の可否の判断の前提として次のような事実を重視している。

本件原告の被害である北海道山中での13年に及ぶ逃走生活の「原因は被告が国策として決定し実行したAに対する強制連行，強制労働に由来する。」

「被告の外務省は、中国人労働者の日本への移入に関し昭和二一年（一九四六年）に全国一三五の事業場に事業場報告書の作成を命じ、調査員を事業場に派遣し現地調査報告書を作成させこれをもとに外務省報告書を作成しその結果Aが強制連行され昭和鉱業所での強制労働に従事させられ、それに耐えかねて逃走した事実は明らかになっていたといえること」

にもかかわらず、その後の国会内委員会での答弁でも「外務省はAが昭和鉱業所で稼働していた事実と外務省報告書の存在は認めたものの、報告書については、現在外務省に残っておらず、事実関係を確認できないとの答弁に終始し、結局Aの強制連行，強制労働の事実を認めず、その結果Aは損害の賠償を得られなかったこと」、そして結論として次のように判示する。

「そして、以上の事実、特に、昭和三三年（一九五八年）二月、Aから被告に対し、被告が国策として行った強制連行，強制労働とこれに由来する一三年の逃走生活についての損害の賠償の要求がなされた時点で、被告の担当部局において、既に国策として行った強制連行，強制労働の行為によってAに重大な被害を与えたことが明らかにされ

ている公文書を作成していたにもかかわらず、その所在が不明との理由で、詳しい調査もせずにAからの要求に応えず、その結果、Aを損害の賠償を得られないまま放置し、その後外務省報告書の存在が判明したことによって事実関係が明らかになり、本件の提訴に至ったという事実経過に照らすと、被告は、自らの行った強制連行、強制労働に由来し、しかも自らが救済義務を怠った結果生じたAの一三年間にわたる逃走という事態につき、自らの手でそのことを明らかにする資料を作成し、いったんはAに対する賠償要求に応じる機会があったにもかかわらず、結果的にその資料の存在を無視し、調査すら行わずに放置して、これを怠ったものと認めざるを得ないのであり、そのような被告に対し、国家制度としての除斥期間の制度を適用して、その責任を免れさせることはAの被った被害の重大さを考慮すると、正義公平の理念に著しく反していると言わざるを得ないし、また、このような重大な被害を被ったAに対し、国家として損害の賠償に応ずることは、条理にもかなうというべきである。よって、本件損害賠償請求権の行使に対する民法七二四条後段の適用はこれを制限するのが相当である。」

(2) 小括 結局、劉連仁判決では、自ら本件救助義務の対象となるような北海道山中での逃走生活の原因たる強制連行・強制労働被害を作り出した国が、原告の請求原因となる事実を調査し、その存在を知っていたにもかかわらず、その資料の存在を無視し、調査を放置し、事実上原告の権利行使を困難にしておきながら、その後除斥期間の適用により責任を免れることが「正義公平の理念に著しく反して」おり、むしろ「このような重大な被害を被ったAに対し、国家として損害の賠償に応ずることは、条理にもかなう」としたのである。妥当な判断である。

2 福岡判決

福岡訴訟では国の責任は否定されたが、企業の不法行為責任が肯定され

た。企業側は民法724条前段の消滅時効も援用しており、後段の除斥期間とともにその援用・適用制限が問題となった。

(1) 民法724条後段

次の要素を考慮している。

加害行為の悪質性 「ところで、前記認定のとおり、本件損害賠償請求の対象とされる被告会社の行為は、戦時下における労働力不足を補うために、被告国と共同して、詐言、脅迫及び暴力を用いて本件強制連行を行い、過酷な待遇の下で本件強制労働を実施したものであって、その態様は非常に悪質である。」

権利不行使の非難性の不在 「また、被告国の外務省は、中国人労働者の日本への移入に関し、昭和21年に被告会社を含む135の事業場に事業場報告書の作成を命じ、調査員を事業場に派遣し現地調査報告書を作成させ、これをもとに外務省報告書を作成したが、後にその廃棄を命じたこと、そうであるにもかかわらず、被告国の内閣総理大臣及び政府委員らは、昭和29年9月6日以降、本件強制連行及び強制労働の事実関係は、資料がないため明確ではなく、中国人労働者の就労は自由な意思による雇用契約に基づくものであった旨の答弁を国会において繰り返したこと、平成5年に外務省報告書とその関係書類の所在が初めて一般に知られるに至ったこと、昭和47年の日中共同声明及び昭和53年の日中平和友好条約により、日本と中国の国交が正常化されたものの、日中共同声明の第5においては、中国政府が日本に対する損害賠償請求を放棄した旨の条項があり、同条項が民間人の損害賠償請求権を含むか否かについては、中国国内でも議論があったことなどの事情を考慮すると、被告らにより、原告らの権利行使を著しく困難にする状況が作り出されていたのであるから、原告らが平成12年又は平成13年になって初めて本件訴訟を提起するに至ったこともやむを得ないというべきである。」

被告における利益 「さらに、被告会社は、原告らにその労働の対価を支払うこともなく、十分な食事を支給していなかったにもかかわらず、

これを行ったことを前提に、本件強制労働の実施による損失補償として、被告国から774万5206円を受け取っており、これは現在の貨幣価値に換算すると数十億円にも相当する(弁論の全趣旨)。このように、被告会社は、本件強制連行及び強制労働により、戦時中に多くの利益を得たと考えられる上、戦後においても利益を得ている。」

除斥期間適用制限の判断基準 「ところで、前記のとおり、民法724条後段は除斥期間を定めたものであり、除斥期間の規定が不法行為を巡る法律関係の速やかな確定を意図しているものであることを考慮すると、基本的には20年の経過という一義的な基準でこれを決すべきものであることは否定できない。

しかしながら、そのような除斥期間制度の趣旨の存在を前提としても、本件に、除斥期間の適用を認めた場合、本件損害賠償請求権の消滅という効果を導くものであることから明らかなとおり、本件における除斥期間の制度の適用が、直接、いったん発生したと訴訟上認定できる権利の消滅という効果に結びつくのであり、取引安全の要請が存しない本件においては、加害者である被告会社に本件損害賠償責任を免れさせ、ひいては、正義に反した法律関係を早期に安定させるのみの結果に帰着しかねない点を考慮すると、その適用に当たっては正義、衡平の理念を念頭において判断する必要があるというべきである。

すなわち、除斥期間制度の趣旨を前提としても、なお、除斥期間制度の適用の結果が、著しく正義、衡平の理念に反し、その適用を制限することが条理にもかなうと認められる場合には除斥期間の適用を制限することができる」と解すべきである。」

「以上のことを前提に、前記本件強制連行及び強制労働の事情を考慮すると、被告会社に対し、民法724条後段を適用してその責任を免れさせることは、正義、衡平の理念に著しく反するといわざるを得ず、その適用を制限するのが相当である。」

イ 民法724条前段

「また、民法724条前段の適用についても、中国と日本をめぐる政治的状況、日中共同声明の第5が、民間人の対日損害賠償請求を放棄する趣旨が不明確であったこと等を考慮すると、原告らが、本件損害賠償請求権の行使を怠っていたとはいえ、時効制度の趣旨の1つである『権利の上に眠る者を保護しない』ことは、原告らには当てはまらないこと、また本件訴訟提起の重要な資料である外務省報告書及びその基礎資料は被告らの関与により隠匿されており、証拠資料の散逸及び採証上の困難を趣旨の1つとする時効制度によって、本件損害賠償請求権が消滅する不利益を原告らに負わせる結果は相当ではないこと等の事情を考慮すると、被告会社が、原告らの本件損害賠償請求権の行使に対して、民法724条前段の消滅時効を主張することは、信義則に反し、失当であるといわざるを得ない。」

3 西松判決

以上の二判決に対して、西松判決は、強制連行・強制労働における企業の不法行為責任及び安全配慮義務違反の債務不履行責任の両者を認めながらも、消滅時効の援用、除斥期間の適用を認めて、結果的に原告の請求を棄却した。

(1) 724条後段の適用制限の可否

一般的基準 「民法724条後段の趣旨を考慮すれば、その適用が除外される場合とは、最高裁判所平成10年6月12日判決（民集52巻4号1087頁）が判示するとおり、20年の除斥期間の経過前6箇月内において不法行為を原因として被害者が自ら権利行使をすることができない常況にあり、民法158条の法意との権衡が問題になるなどの『特段の事情』の存在が必要とされるところ、本件においては以下のとおり、これを認めることはできない。」

判断要素 ア 加害の悪質性・被害の重大性等 「まず、加害の悪質性や被害の重大性等の点については、除斥期間制度を設けるに当たっ

て当然に話題に上るべき事柄でありながら、この点に関わらしめる規定を民法自体が一切設けなかった（非人間的行為の最たる殺人についてすら全く触れていない）ことや、民法724条後段の趣旨からして、除斥期間の適用に関して考慮の対象外と解するのが相当であり、これらの事柄を根拠に除斥期間を適用の当否を論じることは、事実上被害者側の心情に流された恋意的な運用を招く弊害も懸念され、妥当とはいえない。」

被告の不法行為と権利行使の妨害 「また、被告の不法行為を原因として原告らが自ら権利行使をすることができない常況にあった事情も見当たらない。すなわち、原告らの居住地が地方の片田舎であったことによる不利、被害を訴えるための法的知識や法的手段の不備、原告らの経済的困窮、日本への渡航の困難、日中共同声明による民間人個人の損害賠償請求権放棄の疑念、原告らが個人レベルで直接被告に対して損害賠償できることが認識し得たのが平成7年（1995年）3月7日の時点であったことなどは、原告ら独自の事情であって、被告の不法行為を原因とするものではなく、中国国内における文化大革命等の政情混乱や排他主義等のため長く権利行使が不可能であった状況、近年まで私有財産制が否定されていたといった法律事情、戦後長期間の日中国交断絶等は、国家的乃至国際的事情によるものであり、被告の不法行為とは別次元の問題である。」

民法158条の法意との権衡 「その上、民法158条の法意との権衡についても問題が生じる事情は見当たらない。すなわち、原告らが被告に対する補償交渉を開始したのは平成5年（1993年）頃からであり、本訴を提起したのは平成10年（1998年）1月16日であり、20年の除斥期間が満了した昭和40年（1965年）から27年以上、原告らの主張する文化大革命が収束した1976年（昭和51年）や日中平和友好条約が拳効した1978年（昭和53年）からは16年以上も経過した後のことであるから、同法の法意に照らしても、原告らの権利行使は除斥期間満了後の期間経過が著しく、同法との権衡の問題も生じないものというほかない。」

被告による権利行使の妨害 「更に、被告側が戦後広島県等による被告に対する中国人労働者の就労事情や死亡事情等に関する聴取調査や照会に対して殊更虚偽の報告をするなどした背信的な態度に関する主張については、甲第106乃至第118号証中によれば、上記聴取調査や照会に対する被告の回答が広島県等の行った事実調査と一部齟齬するような場面もあったことはうかがわれるものの、その具体的経緯は不明であり、被告が殊更虚偽の報告をするなどした背信的な態度をとっていたことまでを首肯させるような事実を認めるに足りる証拠はないほか、上記聴取調査や照会は原告らの権利行使とは全く別の局面において実施されたものであり、その際の被告の態度如何によって原告らの権利行使が妨げられたとは認められない。原告ら側の補償要求に対する被告による不当な引き延ばし、本訴においてまともな反論や立証をしようともせず除斥期間の主張をするなどといった不誠実な応訴態度に関する主張については、原告らと被告との間の補償交渉がしばらくの期間に渡って行われ、最終的に決裂したことはうかがわれるものの、被告が不当な引き延ばしを行ったことまでを認めるに足りる証拠はなく、訴訟においてどのような主張をし立証をするかは当事者の判断に任せられるべき事柄であり、除斥期間の主張をすることが直ちに不誠実ともいえないほか、これらは、いずれも除斥期間経過後の事柄であり、除斥期間の効力そのものを左右するものとはいえない。」

(2) 安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権と消滅時効

「消滅時効の援用が権利濫用に当たるというには、債権者が訴え提起その他時効中断の挙に出ることを債務者において妨害し、若しくは妨害する結果となる行為に出た場合、又は債権者と債務者とが近親者等特殊な関係にあるため債権者に時効中断の挙に出ることを期待することが酷である場合等、債務者が消滅時効を援用するのが社会的に許容された限界を逸脱するものと見られる場合でなければならず、時効にかかる損害賠償請求権の発生要件該当事実が悪質であったこと、被害が甚大であったことなどは時

効援用権濫用の要件を構成しないものというべきである(最高裁判所平成6年2月22日判決(民集48巻2号441頁)の原審判決。同最高裁判所判決における上告人らが、原審において、被上告人による提訴妨害、被上告人の健康保持義務違反の悪質性・犯罪性等を根拠に、被上告人の消滅時効の援用は権利濫用に該当する旨の主張をしたのに対し、原審判決は、上記のように判示した上、上告人らが被上告人の職員から提訴妨害等の働き掛けを受けた旨の主張はあるが、そのために提訴が妨げられ、ひいて消滅時効期間を徒過するに至った旨の主張立証はなく、また、その余の上告人らの主張事実は損害賠償請求権の発生要件該当事実が悪質であったことに関わるにすぎないとして、上記主張を失当としたのに対し、同最高裁判所判決は、『(原審の確定した)事実関係の下においては、被上告人が消滅時効を援用することをもって権利の濫用に該当し、又は信義則に反するとはいえないとした原審の判断は正当として是認することができる。』として、この点に関する上告人らの上告理由を排斥している)。したがって、原告らの被害の重大性や多大な損害等を理由に、被告が時効援用権を行使することをもって権利の濫用又は信義則違反とすることはできない。また、被告の補償交渉における対応や応訴態度等についても、時効期間を遥かに経過した後のことであり、時効期間内における原告らの権利行使を妨げたことにはならないから、これらの事実をもって、被告の時効援用権の行使が妨げられるべき事由とはなしがたい。なお、被告と原告らとの補償交渉において、被告の対応に多少曖昧なところがあったことはうかがえるにしても、殊更被告が原告らを欺くなどして、その訴訟提起を妨害するなどした形跡は証拠上認めがたく、原告らは、補償交渉を進める傍ら、いつでも訴訟提起できる状況にあったものというべきであるから、これをもって、被告の時効援用権の行使を不当とすることはできない。更に、補償交渉時に消滅時効を主張しないでいて、訴訟提起後にその主張をしたからといって、直ちに禁反言の原則に反するともいいがたい。

以上によれば、原告らの再抗弁1は理由がない。」

4 私 見

(1) 民法724条後段の適用制限

一般的判断枠組み

民法724条後段の適用制限を肯定した劉連仁判決、福岡判決と、これを否定した西松判決における一般的判断枠組みの相違は顕著である。前者においては民法724条後段の除斥期間の制度趣旨を「不法行為を巡る法律関係の速やかな確定」として「基本的には20年の経過という一義的な基準でこれを決すべき」としつつ、他方で、「除斥期間制度の趣旨を前提としても、なお、除斥期間制度の適用の結果が、著しく正義、衡平の理念に反し、その適用を制限することが条理にもかなうと認められる場合には除斥期間の適用を制限することができる」と解すべきである。」としている。

これに対して西松判決は、「民法724条後段の趣旨を考慮すれば、その適用が除外される場合とは、最高裁判所平成10年6月12日判決（民集52巻4号1087頁）が判示するとおり、20年の除斥期間の経過前6箇月内において不法行為を原因として被害者が自ら権利行使をすることができない常況にあり、民法158条の法意との権衡が問題になるなどの『特段の事情』の存在が必要とされるところ、本件においては以下のとおり、これを認めることはできない。」とする。

既に私見は、西松判決も引用する東京予防接種禍訴訟の最高裁98年判決の射程距離について、「民法158条の法意に照らして」の適用制限は例示であって、これに限定されるべき理由はないことを強調してきた²¹⁾。そもそも除斥期間の適用制限を、何故に「民法158条の法意」との権衡を考慮して限定すべきなのであろうか。この点において西松判決は「民法724条後段の趣旨を考慮すれば」とするが、その場合の趣旨とは何なのかがまさに問題である。

判断要素

西松判決は除斥期間適用制限の判断枠組み自体を最初から「民法158条の法意との権衡」に限定しているために、「20年の除斥期間の経過前6箇

月内において不法行為を原因として被害者が自ら権利行使をすることができない常況」があったか否かを主として問題とし、本件ではそのような事情がないから、適用制限はできないという結論を導いている。そして、加害の悪質性・被害の重大性は規定上も、「724条後段の趣旨からして、除斥期間の適用に関して考慮の対象外」だとして、これを判断要素に加えることは「事実上被害者側の心情に流された恣意的な運用を招く弊害」が懸念され妥当でないとする。

しかし、条文に加害の悪質性や被害の重大性が規定されていないことは、これを除斥期間の適用制限の判断要素とすることの否定の論拠にはなり得ない。加害の悪質性や被害の重大性を考慮すべきでないということが明文で規定されているわけではないからである。

更に西松判決は、加害の悪質性・被害の重大性を考慮することが「被害者側の心情に流された恣意的な運用を招く」とするが、この判示も疑問である。判断の「恣意性」は、判断の対象に規定されるのではなく、判断基準の客観性の問題に帰着する。除斥期間の適用制限を「正義公平」や「条理」などの一般条項的判断枠組みで判断するのは、原則は時の経過による一律的解決が制度趣旨でありながら、その形式的適用が実質的に法の適用として、紛争解決の在り方としてふさわしくないという実質的理由による。したがって、形式からこぼれ落ちる個別性を重視した判断にならざるを得ないのである。従って加害の悪質性や被害の重大性は除斥期間の適用が正義公平に反するか否かの判断要素になるとした上で、それらを客観的に判断すれば恣意性は排除し得る問題である。そもそも、加害の悪質性や被害の重大性を判断が恣意的になるからという理由で、明文の根拠もないのにこの要素を頭から排除することこそが「恣意的」判断なのではなかろうか。

また、原告らが権利を行使できなかった様々な事情（経済的困窮、条約の解釈問題、国交回復がなかったこと、中国国内での個人の権利行使の困難等々）について、西松判決は、「原告ら独自の事情であって、被告の不法行為を原因とするものではなく」、また「国家的乃至国際的事情による

もの」であるとして、「被告の不法行為とは別次元の問題である」ことを根拠に、これらを除斥期間の適用制限の判断要素とすることを否定している。他方で、劉連仁判決や福岡判決は、これらの諸事情を、原告ら権利を行使できなかった事情として判断要素に加えている。

この点は除斥期間制度と権利者の権利行使可能性をどう捉えるかという問題に帰着する。

翻って考えてみると消滅時効制度の原則的規定である民法166条1項は、消滅時効の起算点を「権利ヲ行使スルコトヲ得ル時」と規定している。これは権利を行使することができないうちに、その権利の消滅時効が進行することは妥当でないという判断を前提にしている。このことは時効制度の存在理由の一つが権利の上に眠る者は保護しないとされていることとも符合する²²⁾。

除斥期間の場合はどうか。民法724条前段が「損害及び加害者を知った時」をもって不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効の起算点としたのは、不法行為に対する損害賠償請求の問題はできるだけ短期間に解決すべきであるが、この損害賠償請求権はそもそも損害及び加害者を知らなければ権利行使できないので、この時を起算点にしつつ、3年間という短期消滅時効を規定したものと解されている。そしてこの規定だけであると、不法行為の時からいくら長期間経過しても、損害及び加害者を知った時から3年以内であれば損害賠償請求権を行使できることになり、余りに法的関係が浮動性を帯びてしまうので、他方で「不法行為の時より20年」という後段の規定を設けたものとされている²³⁾。従って、後段の規定は、論理的に考えれば、被害者において損害及び加害者を知らなくとも、その意味で権利行使をできなくとも、不法行為の時から20年が経過したら損害賠償請求権は消滅するという趣旨に解される。従って、この場合の民法724条後段の規定は権利行使可能性を前提とはしないというのが原則であろう。しかし、原則はそうであっても、そもそも除斥期間の適用が制限されるべきか否かという例外的な個別事情を判断する場合に、権利行使ができたの

に放置していた場合と、権利行使が期待できなかった場合とを全く同一視することは妥当であろうか。そもそも通常は、不法行為の時から20年も経過する以前に損害賠償請求権を行使できるのが普通であって、その意味で除斥期間の適用が問題となること自体が例外的な場合である²⁴⁾。

更に本件において、原告らの権利行使が遅れたのは、西松判決がいうように「原告ら独自の事情」とか「国家的乃至国際的事情によるものであり、被告の不法行為とは別次元の問題である」として簡単に片付けられる問題であろうか。そもそも問題の発端は、強制連行・強制労働という被害の特質にある。中国国内の事情や日中間の国交問題などが原告らの権利行使を遅らせる事情の一つであったとき、これはとりもなおさず、原告が戦争被害について日本政府や日本企業を相手取って権利行使をせざるを得ないという、そのような特殊な被害を他ならぬ被告国や企業によってもたらされたからに他ならない。この意味で原告らにおける権利行使の困難性の問題は「被告の不法行為とは別次元の問題」として簡単に頭から排除できるような問題ではないというべきである。

(2) 消滅時効の援用制限

西松判決は、消滅時効の援用制限についても、判断枠組みを被告による提訴妨害や相手方が近親者等特殊な関係にあるため債権者に時効中断の挙に出ることを期待することが酷であったことなどが必要だとして極めて限定的に解した上で、そのような事情が本件にはないから消滅時効の援用は権利の濫用や信義則違反とは言えないとしている。

そのような判断枠組みの正当性を提示する仕方は、除斥期間の場合と全く同様である。すなわち、最高裁判決の判断基準をそのように捉えた上で、あたかも判例がこうなっているから結論はこうだと指摘するのである。私見も、被告による提訴妨害や近親者等の特殊な関係があって時効中断をしなかった場合に、被告が消滅時効を援用することが信義則違反や権利の濫用にあたりうることは肯定する。しかし、問題は時効の援用制限がこれらの場合に限られるべきかという点にある。西松判決は、これらの二つの要

素のどちらかが時効の援用制限の必要条件であるかのように判示しているが、そのこと自体の法的根拠はどこにあるのであろうか。そもそも西松判決が引用する長崎じん肺訴訟の上告審判決である最高裁1994年判決は、そのように時効の援用制限の要素を狭く限定しているのであろうか。それが判例なのであろうか。

私見は既に別稿で指摘したように²⁵⁾、94年長崎じん肺最高裁判決は、当該事案で原審が強調するような「権利妨害行為ないしそれに準ずる行為」がある場合に限って時効の援用が権利の濫用となるとまで明確に限定しているわけではないと解する。その意味で最高裁判決の文言通り、まさに長崎じん肺訴訟の原審の認定する「事実関係の下においては」当該事案での時効の援用は権利の濫用にならないことを述べたに過ぎないと解すべきである。

福岡判決では、原告における権利不行使における非難性の不在、本件訴訟提起の重要な資料についての被告側の関与による隠匿を重視して、時効援用を信義則に反すると判断している。なお、94年最高裁判決の事案と同じくじん肺訴訟でも、近時、11年ぶりに被告の消滅時効の援用が権利の濫用にあたることとした筑豊じん肺控訴審判決（福岡高判2001・7・19判タ1077・72）が出されている点も注目し得る。そこでは、時効の援用が権利濫用となるか否かの判断要素を提訴妨害等などに狭く限定せず、諸般の事情に照らして、時効期間の経過を理由に権利を消滅させることが著しく正義・公平・条理等に反すると認めるべき特段の事情があるか否か、援用権を行使させないことによって時効制度の目的に著しく反する事情がないかどうかを問題にしている。そもそも提訴妨害等に限定しなければならぬ根拠こそが問題であって、時効援用が権利濫用にあたるか否かの判断は時効の存在理由に照らして判断すべきである。この点筑豊じん肺福岡高裁判決の判断要素論は妥当である²⁶⁾。

五 おわりに

以上のように本稿は戦後補償訴訟に関して近時注目される4判決を、とりわけ、安全配慮義務論と除斥期間・消滅時効の適用・援用制限問題に絞って検討してきた。

劉連仁判決、浮島丸判決は国の責任を認め、また福岡判決では企業の不法行為責任を認め、それぞれ、除斥期間の適用や消滅時効の援用を制限する画期的判断を示した。しかし、いずれも、戦時中の強制連行・強制労働自体についての国の法的責任を否定し、また安全配慮義務違反の債務不履行責任を否定している点でなお上述のような問題を残している。更に、本稿で指摘したように、劉連仁判決が認めた戦後の国の救助義務、また浮島丸判決の国の安全運送義務は、実は戦時中の強制連行・強制労働関係上の安全配慮義務の一内容として捉え返すこともできるのであり、この点で、被害の戦後処理の問題は戦時中の法的責任問題との連続性の面から捉えることができるのである。

他方で西松判決は、企業の不法行為責任とともに、企業の安全配慮義務違反の債務不履行責任を認める画期的判断を示したが、除斥期間、消滅時効の援用を認めて、請求を全面的に棄却した。その判断枠組みの限定自体が問題であることは上述した。

西松判決は判決の末尾で次のように判示している。「なお、原告らが本訴口頭弁論期日において自ら語った被害の実態や苦難の様相はあまりに痛ましく慄然たる思いを禁じ得ないものがあり、同原告らが諸々の経緯から長年にわたり不本意ながら権利行使の道を事実上閉ざされていた事情等をも合わせ鑑みると、その無念の心情は察するに難くないが、前記判示のとおり被告の法的責任は消滅したものと解するほかはない。もっとも、法的責任は消滅しても、道義的責任が消滅する理由はないから、道義上の観点からすれば、ドイツの企業連合による強制労働賠償基金の設立やいわゆる

花岡事件における和解等は、本訴との関係において示唆に富む。また、本訴口頭弁論期日において証人田中宏（龍谷大学経済学部教授）がその証言の際に表明した関係被害者に対する救済、慰謝、鎮魂のための措置に関する提言も傾聴に値する。」

確かに法的責任が消滅しても、「道義的責任が消滅する理由はない」²⁷⁾。しかし問題はそもそも法的責任は消滅したと言えるのかである。西松判決は、被告企業の不法行為責任と安全配慮義務違反の債務不履行責任を明確に認めている。これが「消滅」したというのは、西松判決における除斥期間及び消滅時効の適用制限・援用制限の判断基準の解釈に帰着する。日本の消滅時効制度・除斥期間制度は、そもそも本当に西松判決がこのようなものであるのが問題である。責任は認めながら、時の経過によって「消滅」したという判決は、この戦争被害の問題についての「法的安定性」をもたらす解決であるのか。もたらされるのは「違法的安定性」「不法的安定性」ではないのかが問われるべきである²⁸⁾。

なお本稿では検討の対象としてないが、消滅時効や除斥期間の適用が正義公平、条理に反するか否かが問題となると同時に、被告国側が常に主張するこの問題への「国家無答責の法理」の適用は正義公平、条理に反しないのかも問われるべきであろう²⁹⁾。

1) 戦後補償訴訟のリストについては、儀義文氏作成のリスト（<http://www.linkclub.or.jp/~teppei-y/tawara%20HP/sengo%20hosyou.html>）、それを元に補充した松本克美「日本の戦後補償訴訟の現状と課題」立命館国際地域研究17号（2001）102頁以下、岡田正則「戦後補償裁判の動向と立法的解決」池 明観・五十嵐正博・岡田正則・名古屋功編著『日韓の相互理解と戦後補償』（日本評論社、2002）147頁以下等参照。

2) 1990年代以降の戦後補償訴訟に関する損害賠償請求、未払賃金請求訴訟、国賠請求等の民事訴訟関係の判決は以下の通り（30事件43判決。行政訴訟を除く）。

1995（平成7）年（1件）： 東京地判7・27判時1563・121（上敷香韓国人虐殺事件訴訟）

1996（平成8）年（5件）： 東京地判3・25判時1597・102（朝鮮人戦争犠牲者謝罪・損害賠償請求集団訴訟）、富山地判7・24判時699・32（不二越未払賃金訴訟）、東京高判・8・7訟月43・7・1610（・確定）、東京地判9・9判時1600・3（韓国・朝鮮人

BC級戦犯国家補償請求訴訟), 東京地判11・22訟月44・4・507(強制徴兵徴用者補償請求訴訟・控訴)

1997(平成9)年(4件): 東京地判5・26判時1614・41(日本鋼管損害賠償請求事件。99・4・6和解), 大津地判11・17判時1718・44(在日韓国人元傷痍軍属国家補償請求訴訟²⁶, ²⁵), 長崎地判12・2判時1641・124(金順吉三菱造船損害賠償訴訟・控訴), 東京地判12・10判時988・250(鹿島花岡鉱山中国人強制連行訴訟・2000・11・29和解・一部拒否)

1998(平成10)年(8件): 山口地裁下関支判4・27判時1642・24(関釜訴訟³⁴・上告), 東京地判98・6・23(金成寿国家賠償請求訴訟²⁸・上告), 東京高判7・13判時1647・39(・), 東京地判10・9判時1683・57(フィリピン従軍慰安婦訴訟³⁰・上告), 東京地判11・26(英米豪ニューージーランド元捕虜・民間抑留者損害賠償訴訟・控訴), 東京地判11・30判時1685・3(オランダ人元捕虜・民間抑留者損害賠償請求訴訟³⁹・上告), 名古屋高裁金沢支判12・21(・2000.7.11和解), 東京地判12・21(光州千人訴訟)

1999(平成11)年(9件): 東京地判3・24(韓国人元BC級戦犯国家補償請求訴訟), 広島地判3・25(三菱重工朝鮮人強制連行損害賠償請求訴訟・控訴), ²¹韓国人東京地判6・17(香港軍票損害賠償請求訴訟), ²²東京高判8・30判時1704・54(・), ²³東京地判9・22判時1028・92(南京虐殺・731部隊・無差別爆撃損害賠償請求訴訟⁴²), ²⁴福岡高判10・1判時1019・155(・上告), ²⁵東京地判10・1(在日韓国人従軍慰安婦訴訟²⁹・上告), ²⁶大阪高判10・15判時1718・30(・上告), ²⁷最判12・20(・)

2000(平成12)年(3件): ²⁸東京高判4・28(・上告), ²⁹東京高判11・30(²⁵・上告), ³⁰東京高判12・6(・上告),

2001(平成13)年(9件): ³¹静岡地判1・27(東京麻糸紡績沼津工場朝鮮人女子勤労挺身隊公式謝罪等請求訴訟・控訴), ³²東京地判3・26(韓国人元従軍慰安婦・軍人軍属補償請求訴訟), ³³大阪地判3・27(日鉄大阪製鐵損害賠償請求訴訟), ³⁴広島高判3・29(¹¹・上告), ³⁵最判4・13(・, ²⁶), ³⁶東京地判5・30(中国人従軍慰安婦損害賠償請求訴訟・控訴), ³⁷東京地判7・12(劉連仁強制連行強制労働訴訟・控訴), ³⁸京都地判8・23判時1772・121(浮島丸訴訟・控訴), ³⁹東京高判10・11(・上告)

2002(平成14)年(4件): ⁴⁰東京地判3・29(中国人従軍慰安婦訴訟・控訴), ⁴¹福岡地判4・26判時1098・267(福岡強制連行強制労働訴訟・控訴), ⁴²広島地判7・9(西松建設強制連行強制労働訴訟・控訴), ⁴³東京高判8・27(²³・上告)

- 3) 吉田邦彦「在日外国人問題と時効法学・戦後補償-いわゆる『強制連行・労働』問題の民法的考察(1)~(6)・完」ジュリスト1214, 15, 16, 17, 19, 20号(2001~2)は, 戦後補償問題について民法学から正面から取り組んだ貴重な成果であり, 本稿と問題意識において重なるところも多い。そこでは, 冒頭に, 本稿でも検討する劉連仁訴訟判決, 浮島丸事件判決の他に, 鹿島建設花岡事件についての東京高裁での和解の成立(2000・11・29。前掲注(2) 参照), 関釜訴訟一審判決(前掲注(2))をあげて, 責任を肯定する「新たな胎動 ないし法理的萌芽」と位置付けている(ジュリスト1214号65頁)。ただし執筆時期との関係で本稿が取り上げる福岡訴訟判決と西松訴訟判決は検討対象とされてい

戦後補償訴訟の新展開（松本）

ない。

- 4) 近時の戦後補償訴訟の特徴については、前掲注(1)(2)にかかげたもののほか、西荳章「戦後補償訴訟の現在」法学教室235号41頁以下(2000)、松本克美「戦後補償訴訟・和解・立法提案の近時の動向」法の科学32号(2002)64頁以下など。
- 5) 戦後補償訴訟における国家無答責の法理の適用の問題については、秋山義明「行政法からみた戦後補償」奥田安弘・川島真他著『共同研究中国戦後補償』(明石書店,2000)、岡田正則「戦後補償訴訟と国家責任-国家無答責と立法不作為論を中心に」法の科学31号(2001)129頁以下、同「大審院判例からみた『国家無答責の法理』の再検討(一)朝鮮女子勤労挺身隊の動員を例として」南山法学25巻4号85頁(2002)、西荳章「戦争損害と国家無答責の法理」新潟大学法政論集31巻2号(1998)126頁、同「戦後補償をめぐる行政法上の諸問題」同前31巻4号(1999)132頁など。
- 6) 閉釜訴訟一審判決を検討したものと、岡田正則「戦後補償問題における国の立法的解決義務」法学セミナー1998年9月号26頁。なお近時、国の立法不作為責任を正面から認め、かつ民法724条後段の「不法行為ノ時」についても注目すべき判示をした判決としてハンセン病訴訟熊本地裁判決がある(熊本地判2001・5・11判時1748・30)。筆者はこの熊本地裁判決が戦後補償訴訟にとっても大きな意義を有することを指摘した(松本克美「ハンセン病熊本地裁判決の立法不作為論・除斥期間論の射程-戦後補償訴訟との関連で-」立命館法学277号645頁以下(2001)、同「立法不作為に対する国家賠償請求権と除斥期間の起算点」法律時報73巻11号109頁以下(2001)。後に松本克美『時効と正義-消滅時効・除斥期間論の新たな胎動』(日本評論社,2002)345頁以下に収録)。
- 7) 実際に国側は、本稿で検討する劉連仁訴訟判決、福岡訴訟判決でも同様な主張をし、また両判決もそのような国側の主張を肯定している。なお吉田邦彦も安全配慮義務構成による国家無答責法理の回避のメリットを指摘する(吉田・前掲注(3)ジュリスト1214号66頁)。
- 8) この判決については、松本克美「民法七二四条後段の二年の期間の性質と信義則違反・権利の濫用 米軍不発弾処理事件最高裁判決」ジュリスト959号(1990)で取り上げた(後に松本・前掲注(6)『時効と正義』387頁以下に収録)。
- 9) 東京予防接種禍訴訟最高裁判決については、松本克美「民法七二四条後段の除斥期間の適用制限-東京予防接種禍訴訟最高裁判決」法律時報70巻11号(1998)で検討を加えた(後に前注(6)・松本『時効と正義』398頁以下に収録)。
- 10) 従来の判決では、日本鋼管強制連行強制労働訴訟判決が、「仮に本件当時において被告に安全配慮義務が認められ、かつ、安全配慮義務違反による損害賠償請求権が成立したとしても、右請求権は、右の症状固定の時から一年経過後の遅くとも昭和二八年一月ころまでには、消滅時効の完成により消滅したものと判示した例がある(前注2・判決)。ただし、ここでは、「仮に・・・認められ」としても、というかたちでのみ判示され、強制連行強制労働関係における安全配慮義務が、それ自体として正面から肯定されているわけではないといえる。その他、この問題に関する従前の裁判例の検討として、松本克美「強制連行・強制労働と安全配慮義務(一) 合意なき労働関係における債務不履行責任成立の可否」立命館法学270号(2000)381頁以下。

- 11) 日本における安全配慮義務の判例・理論史については、淡路剛久「日本民法の展開(3)判例の法形成 安全配慮義務」広中俊雄・星野英一編『民法典の百年』四四七頁以下(有斐閣,1998),新美育文「安全配慮義務」山田卓生編集代表『新・現代損害賠償法講座1』223頁以下(日本評論社,1997),白羽祐三『安全配慮義務法理とその背景』(中央大学出版部,1994)など。なお、筆者も「戦後日本における安全配慮義務論の理論史的検討 労災責任論の展開過程とのかかわりを中心に(1)(2)(3)」早大・法研論集38,40,43号(1986~7年)で検討を試みた。
- 12) 安全配慮義務の妥当領域論と体系論との関連については、前掲注(11)に掲げた諸論稿の他、私見については、松本克美「強制連行・強制労働と安全配慮義務-合意なき労働関係における債務不履行責任成立の可否」(二・完)立命館法学273号(2001)1874頁以下参照。
- 13) 奥田昌道『債権総論[増補版]』(悠々社,2002)164頁。なお米山隆『運送人の安全配慮義務』『現代契約法大系7』(有斐閣,1984)63頁は、カナダの「ケベック民法理論においては、運送人の安全配慮義務は運送契約の黙示の本質的条項として給付義務と考えられている」ことを紹介している(76頁)。
- 14) 私見の労働関係設定意思説については、松本・前掲注(12)論文を参照されたい。
- 15) 松本・前掲注(12)1879頁以下。
- 16) 高橋眞『安全配慮義務の研究』(成文堂,1992)140頁。
- 17) 以上の立論については、松本・前掲注(12)1882頁以下で展開したところである。
- 18) この点を明らかにした最新の研究成果として西成田豊『中国人強制連行』(東京大学出版会,2002)参照。
- 19) 松本・前掲注(12)1895頁。
- 20) なお安全配慮義務違反の債務不履行主体が複数いる場合に、民法719条の共同不法行為責任の規定が類推適用されることを認めるものとして、筑豊じん肺訴訟一審判決(福岡地裁飯塚支判1995(平成7)・7・20判時1543・3),北海道石炭じん肺訴訟判決(札幌地判1999(平成11)・5・28判時1703・3),上記筑豊じん肺訴訟二審判決(福岡高判2001(平成13)・7・19判タ1077・72)などがある。
- 21) 松本・前掲注(9)論文参照。
- 22) 時効・除斥期間制度と権利行使可能性の関連性の問題については、松本克美「消滅時効・除斥期間と権利行使可能性」立命館法学261号(1999)(後に松本・前掲注(6)『時効と正義』183頁以下に収録)を参照。
- 23) 民法724条の立法過程の議論については、内池慶四郎『不法行為責任の消滅時効』(成文堂,1993)3頁以下。
- 24) 内池慶四郎は、民法724条後段の「不法行為ノ時」に関するいわゆる行為時説と損害発生時説との争いとの関連で、二年という長期の期間(なお内池はこれを時効とする。私見も同旨)につき、「被害者の権利認識とか加害者の信頼といった個別具体的事情を捨象して、不法行為の時より二年を経過する間に、被害者は通常その権利を認識し行使できであろうという一般的・客観的な権利行使の可能性を予定するもの」であると(前掲注(22)291頁)。また吉田邦彦は、「従来は被害者保護との関係で、20年の長期期間制限の再考を迫る実践的・現実的要請を欠いていた」ことを指摘し、むしろ724条後段に「民

法166条1項の『権利ヲ行使スルコトヲ得ル時』の字句を重疊的に活用することも可能ではないか（傍点原著者）と指摘する（吉田・前掲注(3)ジュリスト1216号123頁, 125頁）。後者の視点は、吉田も指摘するように既に、金山直樹によっても主張されている（金山直樹「民法166条1項・167条, 173条・174条」広中俊雄＝星野英一編『民法点の百年』（有斐閣, 1998）450頁以下。なお私見は、民法724条後段の起算点の解釈としては、損害の発生を「不法行為ノ時」に含めてかんがえるが、損害発生以外の権利行使可能性の要素を直接に民法724条後段の起算点解釈に含めることは、「権利ヲ行使スルコトヲ得ル時」を直接に起算点とする民法166条1項とは異なって解釈論の限界を超え、むしろ、時効の進行論や援用制限論ないし除斥期間の適用制限論の次元で考慮すべきではないかと考えている（松本・前掲注(6)229頁）。

- 25) 松本克美「じん肺訴訟における消滅時効の起算点と援用制限-筑豊じん肺訴訟控訴審判決の検討」法律時報74巻10号（2002）100頁。
- 26) 松本・前注（25）・100頁。
- 27) この点ではドイツがナチス時代の強制労働問題に対して、政府と企業が半分ずつ出資して「記憶・責任・未来」基金をつくり、これをもとに被害者個人々人への補償を行うことにしたことが想起される。この基金制定のための法律（Gesetz zur Errichtung einer Stiftung “Erinnerung, Verantwortung und Zukunft”）の前文は、法的責任は認めずに、しかしながら、道義的（moralisch）、歴史的（historisch）、政治的（politisch）責任を認めている。この点について、松本克美「権利行使条件の成熟度と消滅時効・除斥期間制度の紛争解決阻害性 じん肺訴訟・戦後補償訴訟を中心に」法社会学53号165以下（2001。後に松本・前掲注(6)『時効と正義』に収録）、同「戦後補償の日独比較-法学の視点から」ドイツ研究33・34合併号37頁以下（2002）。
- 28) 吉田邦彦は、「消滅時効や除斥期間法理により、入口のところで責任問題を封じてしまうような解釈論は、『臭いものに蓋』式に作用する実際上の帰結をもたらし、過去の厳然たる事実から目を背ける『歴史教育』と同様に問題がある」とし（吉田・前掲注(3)ジュリスト1220号92頁）、「戦後補償問題について、時効ないし除斥期間法理で入口のところで門前払いをするのではなく、その柔軟な解釈でクリアさせて、別途損害賠償の中身の問題とレベルで、『長期間の経過』を斟酌しつつ検討を加えていくべきではないかと考える」と指摘する（ジュリスト1216号127頁）。
- 29) 西莚章は、戦後補償訴訟で国家無答責の法理を適用することが「正義公平の原則」に反することを指摘する（西莚・前掲注(5)法政理論31巻2号126頁）。また、吉田邦彦は、国家無答責の法理の戦後補償訴訟への適用が公序に反することを指摘する（吉田・前掲注(3)ジュリスト1217号99頁）。いずれも示唆に富む見解である。なお＜被害の戦後処理問題と戦時中の法的責任問題との連続性＞という本稿の指摘は、戦後の法的責任を戦前の国家無答責の法理によって消滅させるものではなくして、むしろ、その逆である。国は、戦時中にも強制連行・強制労働関係上の安全配慮義務を負っており、この義務違反の責任は本文でも指摘したように国家無答責の法理とは別の次元の問題である。なおこの最後の点についてはあらためて別稿で独自に検討する予定である。

（2002・8・31脱稿）